

全国学力・学習状況調査結果の取扱いに関する
県民からの意見募集の結果について

平成20年8月11日
小 中 学 校 課

1 結果の概要

開示	15件 (5.9%)
非開示	238件 (93.7%)
その他	1件 (0.4%)
計	254件

2 開示の理由（複数回答可としたもの。（ ）内の数字は件数。以下同様。）

- 1 教育の質を向上させることに有益。(8)
- 2 知る権利は保障されるべき。(5)
- 3 その他
 - ・情報公開条例に従うべき。(5)
 - ・開示による過度の競争や序列化が生じるとは考えられない。(1)
 - ・適切な対応をすれば公表によるマイナスはない。(1)
- 4 理由なし(2)

3 非開示の理由

- 1 序列化や過度な競争が生じる。(164)
- 2 義務教育に競争原理はなじまない。(95)
- 3 その他
 - ・開示しないことを前提としていた。(21)
 - ・学校や教員の批判や中傷が生じる。(9)
 - ・「平均点の低い学校」などと公表されて、子どもたちが犠牲になる。(8)
 - ・第三者の興味本位の「知る権利」は、責任のない者の理屈。(3)
 - ・序列化や点数主義が、勉強の苦手な子どもへのいじめや学校嫌いを生む。(2)
 - ・過去の全国学力テストが中止されたことを教訓にすべき。(2)
 - ・全国学力・学習状況調査自体を実施すべきではない。(2)
 - ・当事者には必要な情報は十分に提供されている。(2)
 - ・審議会の判断は、教育や学力調査について何も知らない者が審議したものの。(2)
 - ・全国に与える影響も考慮すべき。(2)
 - ・今以上に教職員の加重的負担を強いることになる。
 - ・学校毎の環境がちがうものを比較しても意味がない。
 - ・対応が困難である学校・地域への配慮が明確になっていない。
 - ・全ての子どもの学力を向上させるという当初の目的を達成させるために使ってほしい。
 - ・当事者である学校の意向を無視して「学校の成績を勝手に公表することは許されない。
 - ・教育論で判断すべき。
- 4 理由なし(28)

4 その他の意見

- ・教師を増やし、どの子にも基礎学力をつければ、全国学力テスト、開示など不要。

全国学力・学習状況調査結果の取扱いに関する県民からの意見募集について

平成20年7月30日

小 中 学 校 課

1 意見募集の目的

平成19年4月に国が実施した平成19年度全国学力・学習状況調査について、同年10月に国が都道府県ごとの調査結果を公表しました。本県においては、同調査の実施要領に基づいて市町村ごと・学校ごとの調査結果は公表しなかったものの、東部・中部・西部の各地区ごとの調査結果や市部・郡部ごとの調査結果を公表しました。

その後、県民の方から県情報公開条例に基づき、市町村ごと・学校ごとの調査結果の開示請求が行われ、県教育委員会として非開示の決定をしたところ、請求者から異議申立てが行われました。県教育委員会では、本県情報公開条例により県情報公開審議会に諮問したところ、平成20年7月8日に、県教育委員会が行った非開示決定処分を取り消すべき（市町村ごと・学校ごとの調査結果は開示、ただし、10人以下の学級の調査結果は非開示）との答申が出されました。

この答申を受けて、県教育委員会では、7月15日に開催された定例教育委員会で開示・非開示について協議を行いました。本県情報公開条例では、県情報公開審議会の答申があったときは、これを尊重して速やかに決定をしなければなりません。県民や教育関係者から意見を聞いた上で、改めて8月11日に開催する臨時教育委員会で協議することとなりました。

今回の意見募集は、県民の皆さんから幅広い意見をお聞きし、8月11日の臨時教育委員会での協議の参考にしたいと考えているものです。

2 意見募集の内容

問 開示と非開示のどちらに賛成ですか。理由もお答えください。

ア 開示

(理由) 複数回答可

1 教育の質を向上させることに有益

2 知る権利は保障されるべき

3 その他 ()

4 理由なし

イ 非開示

(理由) 複数回答可

1 序列化や過度な競争が生じる

2 義務教育に競争原理はなじまない

3 その他 ()

4 理由なし

ウ その他 ()

～応募方法は裏面をご覧ください。～

応募期限

平成20年8月7日（木）必着

応募方法

（1）郵送

〒680-8570（住所の記載は不要）
鳥取県教育委員会 小中学校課 指導係

（2）ファクシミリ

0857-26-8170

（3）電子メール

shouchuugakkou@pref.tottori.jp

（4）県庁県民室、各総合事務所県民局又は県立図書館に設置してある意見箱へ投函

※県民室、各県民局及び県立図書館に記入用紙と参考資料（全国学力・学習状況調査の概要、県情報公開条例の抜粋、鳥取県情報公開審議会の答申）を置いています。

問い合わせ先

鳥取県教育委員会 小中学校課 指導係
電話：0857-26-7512

全国学力・学習状況調査結果の取扱いに関する
県政参画電子アンケートの結果について

平成20年8月11日
小中学校課

1 結果の概要

開示	112件	(74.7%)
非開示	30件	(20%)
その他	8件	(5.3%)
計	150件	【アンケート会員 291名 回収率 51.5%】

2 開示の理由（複数回答可としたもの。（ ）内の数字は件数。以下同様。）

1 教育の質を向上させることに有益（105）

2 知る権利は保障されるべき（51）

3 その他

- ・ 個人情報（少人数学級）に配慮されており、児童生徒個人の成績を開示するわけではないのだから、隠す理由は無い。（5）
- ・ 適度な競争があったほうがよい。自ら努力することにつながる（4）
- ・ 非開示は単に学校の都合や教育委員会のエゴ、教職員関係者の保身のためのように感じる。（2）
- ・ 調査そのものの質を向上させる為にも公開は必要。
- ・ 関係者のみが問題の把握をし、適切な対処が出来るとは思えない。
- ・ 学力が差が激しい。学力が下の子は、諦めることを覚えてしまっていると思うので、成績が上がることの喜びを教えてあげられるチャンス。
- ・ 事実は事実として公表するべき。問題は、開示しなくても発生している。問題を解決できるかどうかは、今回の開示・非開示は関係しない。
- ・ 教育関係者は、いうならば「社会音痴的（まま）」なものがある。封鎖社会的関係者である。大きな世間常識が欠けるという認識が前提に必要である。第三者の強い「視線」が必要、その為あらゆる情報の公開が大切である。
- ・ 現在の教育行政は、あまりに閉鎖的。情報の隠蔽体質が強すぎる。
- ・ 出来れば教育委員会のホームページ上に学校毎のデータを公開すべき。そして、当然成績の悪い学校の校長、教師の給料は下げるべき。
- ・ 私の子どもが実際に受けましたが、その結果を知りたいし、全国全体の順位や学校の順位を教えて欲しい。これは親と子ども共通の意見。
- ・ 「混乱を招く」「過度な競争が働く」とその理由に挙げられますが、私たち保護者は、まったくその理由に説得性が認められません。「現場」＝先生と学校だけが、混乱しているように思えてなりません。
- ・ 世の中必ず1番、2番、ビリ（まま）があることを小さい頃からきちんと教えるべき。

4 理由なし（4）

3 非開示の理由

- 1 序列化や過度な競争が生じる (27)
- 2 義務教育に競争原理はなじまない (15)
- 3 その他

- ・実施主体は国であり、それに各市町村教育委員会が参加するかたちで実施されている。国が実施要項で公開しないとして、実施主体はテストを実施したのだから、県の条例が影響を与えることはいかなるものかと思う。(2)
- ・鳥取県では開示されてもそれが過度な競争につながるとは思えないが、潜在意識下での序列化の強化につながるのではないか。
- ・学校の評価がその地区の評価につながることにほならないかという危惧がある。
- ・開示するのであれば、実施要項にその旨を記載されることが必要。
- ・学校から調査結果は聞いており、個人の結果ももらっている。
- ・全国 PTA の会に実施要項の内容説明を行った際に、結果の開示は行わないとの取り決めをしている。その前提で調査を実施しているので、約束違反になる。
- ・今後も学力向上に活用してほしいので、参加が減るようなことはしてほしくない。
- ・一部には、条例の不備を指摘するための開示請求と聞いている。であれば、何が不備なのか真っ向から問えばよい。姑息なやり方は腹立たしい。
- ・教育委員会が出した結論でよいと思う。
- ・地区別(東中西、市郡部)学級構成人数別に分けて公開をしているが、『教育の質を向上させることに有益』については、現在の分け方でも十分である。
- ・情報は扱う人の意図(解釈)により如何様にも伝わる。子どもを守れるか。
- ・情報公開条例が充分ではない。条例改正が必要。
- ・統計的データとして、県、市町村単位、中長期的スパンで結果を判断すべき調査である。
- ・たった年に1回の調査で、その学校の評価のようになるのは大変おそろしい。
- ・学力はもっと多面的に判断されるべきで、これだけで議論されることが起こる。
- ・学力テストの目的は、学校や受けた本人の現在の自分の位置を確認し、改善を図るためのもの。学校と本人や保護者が確認すればよいことである。

4 理由なし (6)

4 その他の内訳と理由

- ・県民から開示請求の目的や理由が明示されていないため、決定しかねる。開示の目的、請求者の意図が明確でないのに開示するのはどうか。(3)
- ・基本的には全面開示だが、単なる良し悪しを批判するだけで本質的な考察がなされないまま終わってしまうと考えるので、学校毎では長所と短所ぐらいが良いのではないかと考える。
- ・「知る権利」も大事だが、公になった時、金儲けにそれを利用しようとする者が群がる。だからそういうことも考えて当然。
- ・メディアなどで軽々しく取り上げられ地域、学校への差別につながる恐れもある。
- ・学力調査で数値は出るが、それが実際の"学力"だと決め付けれるものではない。
- ・どちらに賛成していいか迷いがあり決められない。

- ・開示か非開示か、という2極端の選択肢では、どちらにしても現場の学校が混乱するだけ。
- ・開示も、非開示もデメリットがある。開示してよい項目、非開示のほうがよい項目と選択するというほうがいい。
- ・本人の努力の結果が現れ、それによって向上心が生まれるなら開示してもいいと思う。ただし、順位だけが全てにならないように指導することが大前提。
- ・関係者が身内にいないので、開示でも非開示でもいい。お金と時間をかけて行ったので、開示がいいと思うが、子供たちに影響がないという確約がないので、非開示でもよい。
- ・選択肢2について、よく「知る権利」があると聞くが、それにより第3者が不利益に陥る可能性があるのに、権利と主張するのは如何なものか。不利益を受ける者がいないようなら権利を主張するが、現段階では予測不可能ではないか。
- ・ちゃんと教育向上のために使われるのか？という心配はある。複雑な思いだが、個人情報が出ないことを願う。

県政参画電子アンケート

今年度第3回目は、「全国学力・学習状況調査結果の取扱い」に関するアンケートです。

よろしくお願いします。

回答期限は8月7日(木)です。

<アンケートの目的>

平成19年4月に国が実施した平成19年度全国学力・学習状況調査について、同年10月に国が都道府県ごとの調査結果を公表しました。本県においては、同調査の実施要領に基づいて市町村ごと・学校ごとの調査結果は公表しなかったものの、東部・中部・西部の各地区ごとの調査結果や市部・郡部ごとの調査結果を公表しました。

その後、県民の方から県情報公開条例に基づき、市町村ごと・学校ごとの調査結果の開示請求が行われ、県教育委員会として非開示の決定をしたところ、請求者から異議申立てが行われました。県教育委員会では、本県情報公開条例により県情報公開審議会に諮問したところ、平成20年7月8日に、県教育委員会が行った非開示決定処分を取り消すべき(市町村ごと・学校ごとの調査結果は開示、ただし、10人以下の学級の調査結果は非開示)との答申が出されました。

この答申を受けて、県教育委員会では、7月15日に開催された定例教育委員会で開示・非開示について協議を行いました。本県情報公開条例では、県情報公開審議会の答申があったときは、これを尊重して速やかに決定をしなければなりません。県民や教育関係者から意見を聞いた上で、改めて8月11日に開催する臨時教育委員会で協議することとなりました。

今回の調査は、県民の皆さんから幅広い意見をお聞きし、8月11日の臨時教育委員会での協議の参考にしたいと考えているものです。

問 開示と非開示のどちらに賛成ですか。開示・非開示どちらにも当てはまらない場合は「その他」を選んでご意見をご記入ください。

開示 非開示 その他

「その他」を選ばれた方は、具体的なご意見をお書きください。

「開示」を選択された方はその理由をお答えください。(複数回答可)

- 1 教育の質を向上させることに有益
- 2 知る権利は保障されるべき
- 3 その他

4 理由なし

「非開示」を選択された方はその理由をお答えください。(複数回答可)

- 1 序列化や過度な競争が生じる
- 2 義務教育に競争原理はなじまない
- 3 その他

4 理由なし

回答内容を確認してください。よろしければ「送信」ボタンをクリックしてください。

送信

[▲ ページ上部へ](#)

ご意見・お問い合わせ先

鳥取県庁 総務部県民室

鳥取県鳥取市東町1-220
Tel: 0857-26-7752 Fax: 0857-26-8112



メールでのお問合せ
先:

[kenminshitsu
@pref.tottori.jp](mailto:kenminshitsu@pref.tottori.jp)

県政参画電子アンケート実施要領

1 目的

県政課題の意思決定過程において、県民参画を進め、県民の意識・意向を県政に反映させるため、あらかじめ公募により選考した県政参画電子アンケート会員（以下「電子会員」）に対して、随時インターネットを利用してアンケート調査を行い、迅速に集計することで、県民の意向を速やかに把握する。

2 電子会員の募集及び選定

(1) 活動内容

とりネットの県政参画電子アンケート画面にアクセスして、県政に関する質問に回答。（アンケート画面を開く際に入力する必要のあるIDやパスワードは、事前に会員にメールで送信）

(2) 調査回数

概ね年10回程度（施策の状況等によって増減する可能性あり）

(3) 応募資格

満18歳以上の鳥取県内に在住又は通勤、通学している者のうち、インターネットの利用が可能で日本語で電子メール（携帯電話を除く。）のやり取りが可能な者。ただし、常勤の県職員、県議会議員を除く。

(4) 募集人員

200人程度（ただし、応募者数によって増員する可能性あり）

(5) 任期

毎年度の4月1日から翌3月31日までの1年間

(6) 申込方法

とりネットの「県政参画電子アンケート会員応募画面」から住所、氏名、年齢、性別、電話番号、メールアドレス等を入力して応募。

(7) 選考方法

応募者多数の場合は、居住地域、性別、年代等に偏りがないように考慮した上で、抽選により選考する場合もある。

(8) その他

年間アンケート終了後、活動に対する謝礼として、記念品を贈呈する。

3 調査対象

(1) 迅速に県民の意向を把握する必要のある県政課題

(2) 選択式により調査できる事項

4 実施方法

(1) 県民室は、応募者の中から電子会員を選考した後、とりネットの電子アンケート画面を開く際に必要なIDとパスワードを電子会員にメールで送信する。

(2) アンケート調査を希望する所属（以下「担当課」という。）は、別紙1「県政参画電子アンケート調査実施申込書」を県民室に提出し、協議を行う。

(3) 県民室は、協議の結果、この調査を利用することが適当と判断した場合は、担当課にその旨連絡を行う。

(4) 担当課は、アンケート調査票を作成し、県民室と協議する。

(5) 県民室は、アンケート調査票をホームページに公開すると同時に、アンケートを実施する旨を電子会員にメールで通知する。

(6) 電子会員は、とりネットにアクセスして、IDとパスワードを入力してアンケート画面を開き、アンケートに回答する。

(7) 担当課は、回答の集計をとりネットへ掲載する。また、マスコミへの資料提供等を行った場合は、マスコミに提供した資料等を県民室にも提出する。

附 則

この要領は、平成14年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月24日から施行する。